

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月28日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第9号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第4条関係）				別表第1（第2条、第4条関係）			
市町名	機関		職名	市町名	機関		職名
略				略			
三豊市	本庁	議会事務局	事務局長、 <u>事務局次長</u>	三豊市	本庁	議会事務局	事務局長、 <u>課長</u> 、 <u>上席主幹</u>
		市長部局	部長、会計管理者、次長、課長、人事課の課長補佐・人事担当主任・人事担当副主任			市長部局	部長、会計管理者、次長、課長、 <u>上席主幹</u> 、人事課の課長補佐・人事担当主任・人事担当副主任
		教育委員会事務局	教育長、部長、次長、課長			教育委員会事務局	教育長、部長、次長、課長、 <u>上席主幹</u>
		略				略	
	出先機関	支所	支所長、課長	出先機関	支所	支所長、課長、 <u>上席主幹</u>	
		福祉事務所	所長、課長		福祉事務所	所長、課長、 <u>上席主幹</u>	
		略			略		
		病院	病院長、副院長、事務長、課長、総看護師長		病院	病院長、副院長、事務長、課長、 <u>上席主幹</u> 、総看護師長	
		診療所	所長、課長		診療所	所長、課長、 <u>上席主幹</u>	
		略			略		
略				略			
小豆島町	略	町長部局	政策統括監、部長、参事、課長、会計管理者、室長、所長、主幹、総務課の人事担当課長補佐、保健医療福祉管理者、病	小豆島町	略	町長部局	部長、参事、課長、会計管理者、室長、所長、主幹、総務課の人事担当課長補佐、保健医療福祉管理者、病院の病院長・事

		院の病院長・事務長・看護部長、老人保健施設の施設長・事務長
	略	
三木町	略	
	町長部局	参事、会計管理者、課長、出納室長、センター長、総務課の課長補佐
	略	
略		

別表第2（第2条、第4条関係）

一部事務組合	職名
略	
大川広域行政組合	事務局長、施設管理者、事務局次長、会計管理者、主幹、所長、さざんか荘の園長
三観広域行政組合	事務局長、事務局次長、会計管理者、課長、主幹、総務課の課長補佐、七宝荘所長、電子計算センター所長
略	

		務長・看護部長、老人保健施設の施設長・事務長
	略	
三木町	略	
	町長部局	参事、会計管理者、課長、出納室長、総務課の課長補佐
	略	
略		

別表第2（第2条、第4条関係）

一部事務組合	職名
略	
大川広域行政組合	事務局長、事務局次長、会計管理者、主幹、所長、さざんか荘の園長
三観広域行政組合	事務局長、事務局次長、会計管理者、課長、主幹、総務課の課長補佐、七宝荘所長、クリーンセンターの所長・所長補佐、電子計算センター所長
略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。